

2018年4月1日

各位

りそな決済サービス株式会社

『平成30年度下請債権保全支援事業』に係るファクタリング事業者に認定されました

弊社は、「下請債権保全支援事業」（以下、本事業）における平成30年度の取扱いファクタリング業者に認定されましたので、お知らせいたします。

記

1. 本事業の概要

下請建設企業又は資材業者（以下「下請建設企業等」という）が、元請建設企業に対して有する下請代金等の債権をファクタリング会社が保証することにより、債権の保全を行います。また下請建設企業等がファクタリング会社に支払う保証料が国によって助成され、保証料の負担が軽減されます。本事業において、保証対象となる債権は、お客様が保有する公共又は民間の建設工事に係る請負工事または資材代金の債権（手形を含む）となります。

なお、本事業期間は現状では2019年3月31日までとなります。

※【ご参考】財団法人建設業振興基金ホームページ

URL<http://www.kensetsu-kikin.or.jp>

2. ご利用にあたって

- ① 保証料率 保証料率の1/3（上限1.5%）が国によって助成されます。
- ② 損失補償運営費 国への当制度の損失補償運営費年率1%が必要です。この損失補償運営費は弊社が保証料率の助成金と相殺する形で支払を代行します。
- ③ 担保 担保および連帯保証人は必要ありません。
- ④ お申込額 1回あたりの保証下限額は100万円となります。
- ⑤ 審査 保証に際しましては弊社所定の審査があり、審査結果によりご希望に沿えない場合がありますので予めご了承ください。

以上

本件に関するお問い合わせ先
りそな決済サービス株式会社
ファクタリング営業部

本社：最上03-5640-8692

大阪支店：谷口06-6222-7729